

## 第1章 計画策定について

### 第1節 計画の趣旨

舟形町では、平成27年3月に「舟形町男女共同参画推進計画」を策定し、町民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、自らの個性と能力を十分に発揮できる地域社会の中で、みんなが思いやりを持って支え合うまちづくりを目指すことを基本理念に、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

また、令和2年3月には、人口減少と少子高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、第7次舟形町総合発展計画が策定されました。この計画では、町民の誰もが幸せを実感し、「住んでいる人が誇れるまちづくり『わくわく未来ふながた』」を町の将来像として掲げており、男女共同参画社会推進のための施策が盛り込まれています。

持続可能なまちづくりの推進においては、町民一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同社会の実現が必要です。また、一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、学校や仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できることが、将来像につながります。

このような考えに基づき、舟形町における男女共同参画社会をどのように推進するか、どのような施策を展開するかを具体的に示すものとして、「舟形町男女共同参画推進計画」(以下、本計画)を策定します。

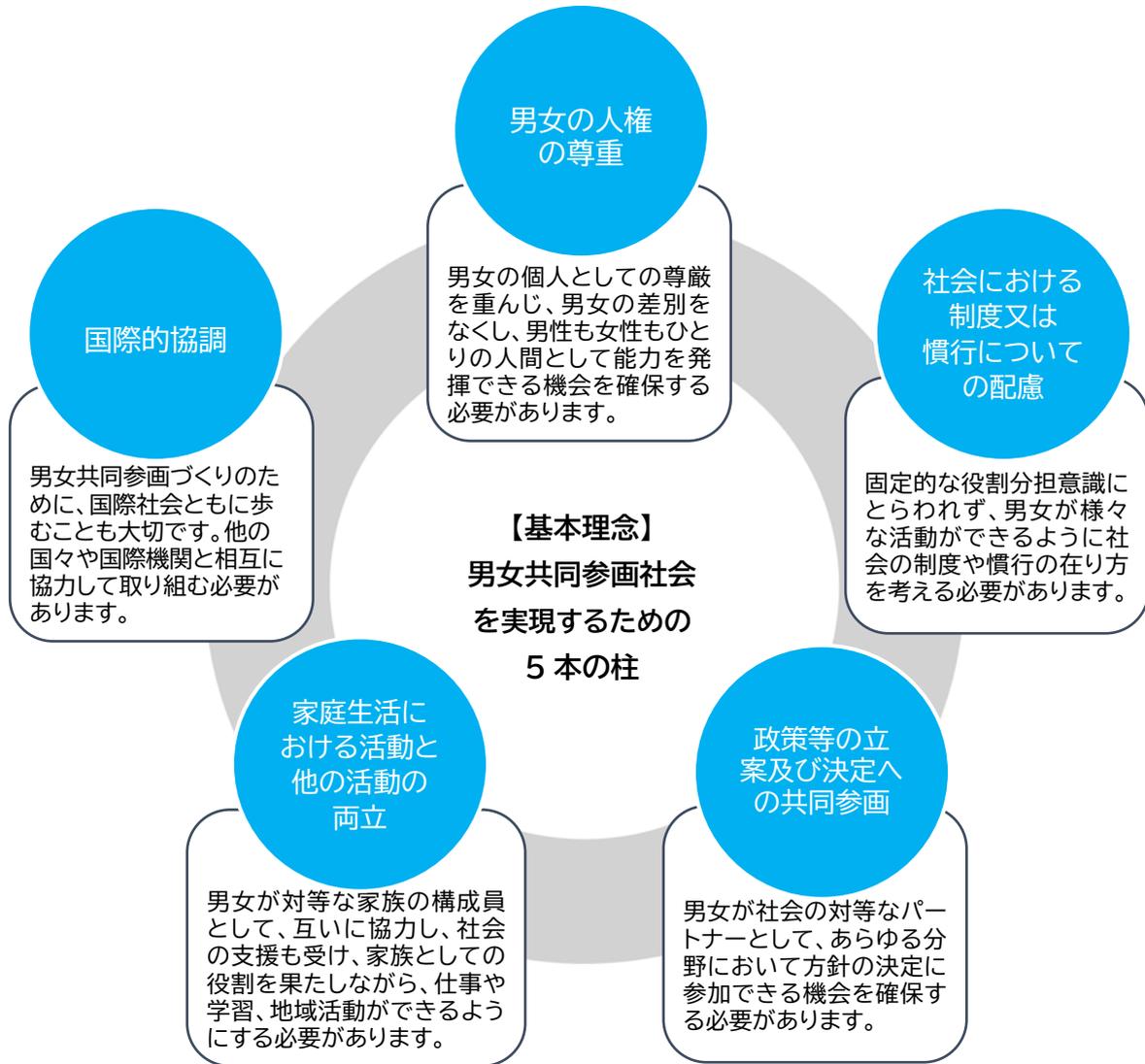
### 第2節 男女共同参画について

#### 1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)と行政(国・地方公共団体)、国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本施策)を定めています。

## 《男女共同参画社会基本法の基本理念》



### 国の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

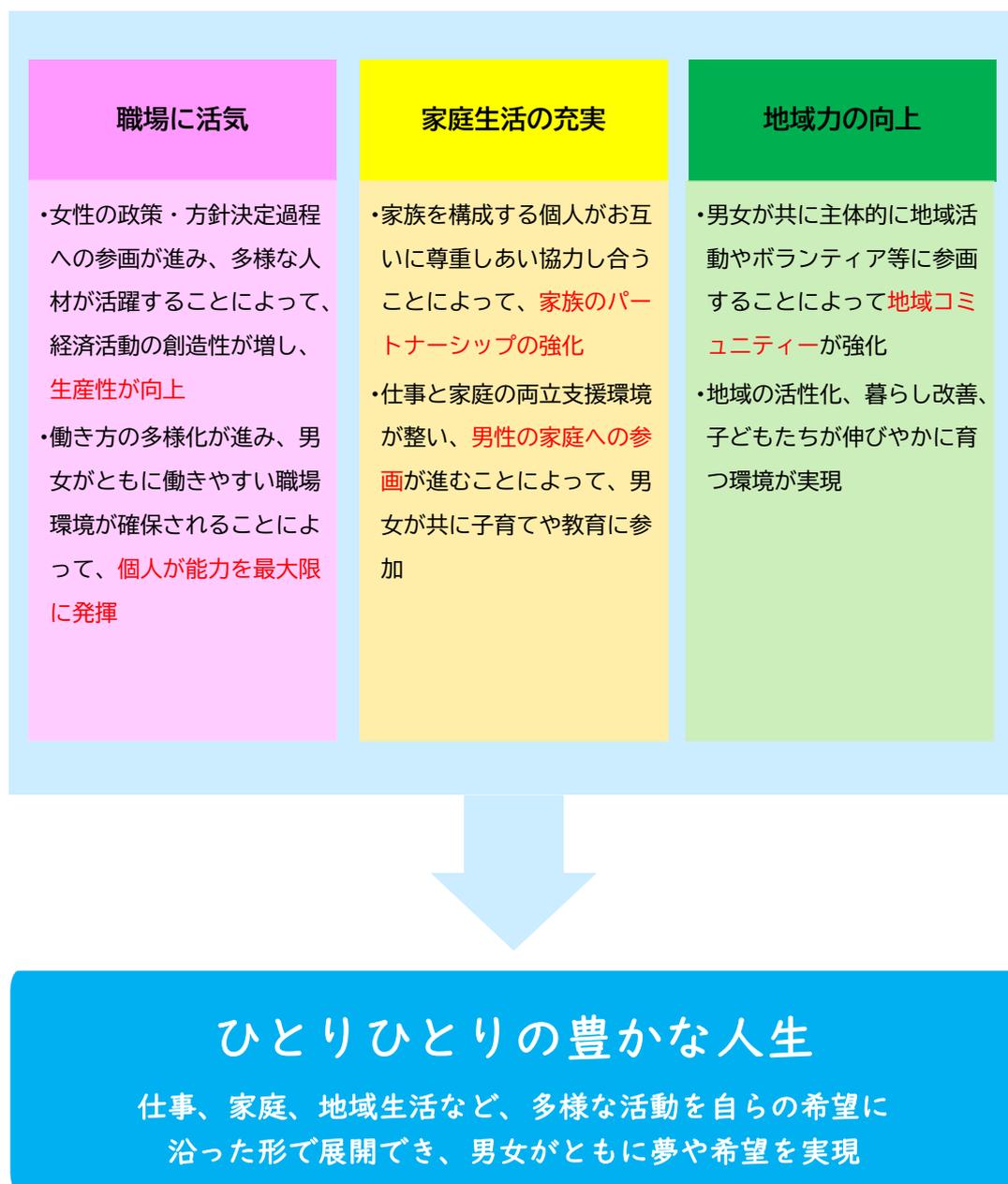
- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性をいかした施策の展開

### 国民の責務

男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

## 2. 男女共同参画社会の目指すもの

＼ 男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会 ／



## 第3節 計画の概要

### 1. 計画の位置づけ

#### (1)市町村男女共同参画計画としての位置づけ

本計画は男女共同参画基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

#### (2)法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、山形県男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を踏まえ、「第7次舟形町総合発展計画」及びその他の関連計画との整合性を図っています。

#### (3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としての位置づけ

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けています。

#### (4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」としての位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する市町村基本計画としても位置付けています。

### 2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 第4節 男女共同参画をめぐる社会の状況

### 1. 国際社会の動向

国際社会に目を向けると、諸外国の男女共同参画推進のスピードは速く、例えば、令和元(2019)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」(※)では、我が国は153か国中121位となっています。

また、平成 27(2015)年に国連で決定され、我が国も賛同した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、2030 年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。

※各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

## 2. 国の動向

近年、少子高齢化の進行に伴う急速な人口減少、社会情勢の変化による雇用の不安定化、災害時の課題の顕在化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。中でも人口減少は、労働力不足など地域経済への影響だけでなく、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面での影響が懸念されています。

2015年9月には「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布・施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっています。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

これらを踏まえ、令和2年(2020年)12月には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指し、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

## 3. 県の動向

山形県は、「男女がともにいきいきと活躍する山形県」の実現を目指し、平成13年(2001年)に「山形県男女共同参画計画」(計画期間:2001年度～2010年度)を策定し、拠点施設として山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設しました。平成14年には、「山形県男女共同参画推進条例」を制定し、市町村及び国と連携、協力しながら、県民、事業者と一体となって男女共同参画を進めています。

また令和3年(2021年)3月に「山形県男女共同参画計画」(計画期間2021年度～2025年度)を策定し、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県」を目指し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

### 【山形県男女共同参画計画重点分野】

- ・若年女性が幸せに暮らし働き続けることができる山形県の魅力の創出・発信
- ・防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ・雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現
- ・家庭・地域における男女共同参画の推進

## 第5節 舟形町の現状と課題

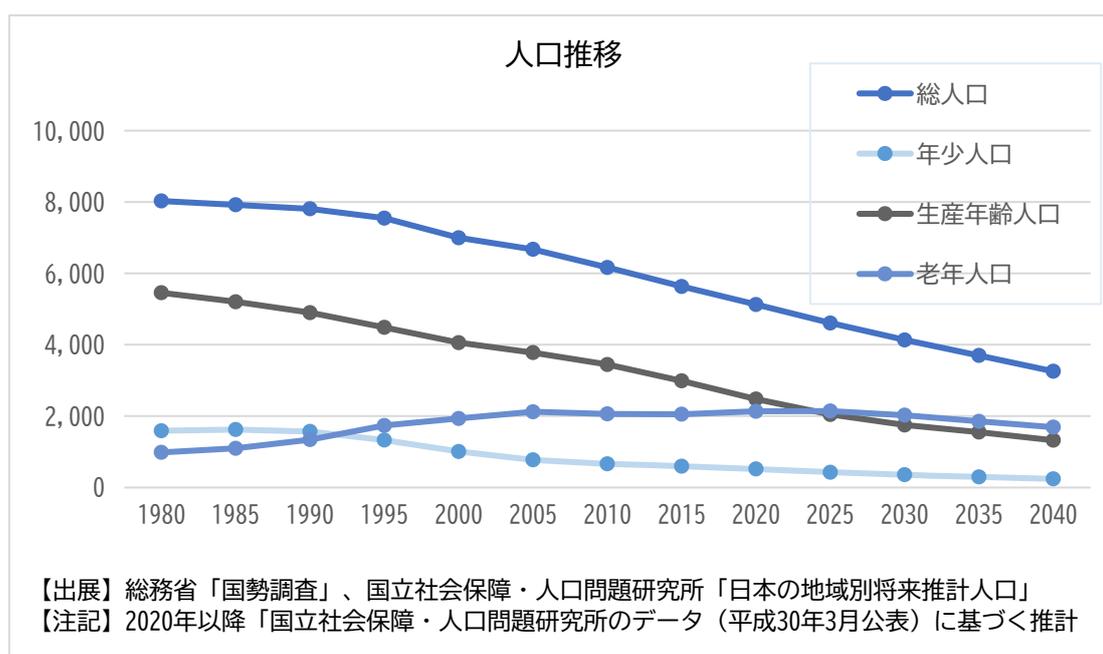
### 1. 人口動向の分析

#### (1) 総人口の動向

- ・本町の人口は1955年(昭和30年)の11,891人を最高に、1975年(昭和50年)ごろまで高度経済成長期に伴う首都圏等他地域への人口流出による減少が始まりました。その後は1990年(平成2年)まで、人口の減少は比較的緩やかになっています。
- ・1995年(平成7年)以降は、社会的な少子高齢化等の影響もあり、徐々に人口の減少が加速している状況です。

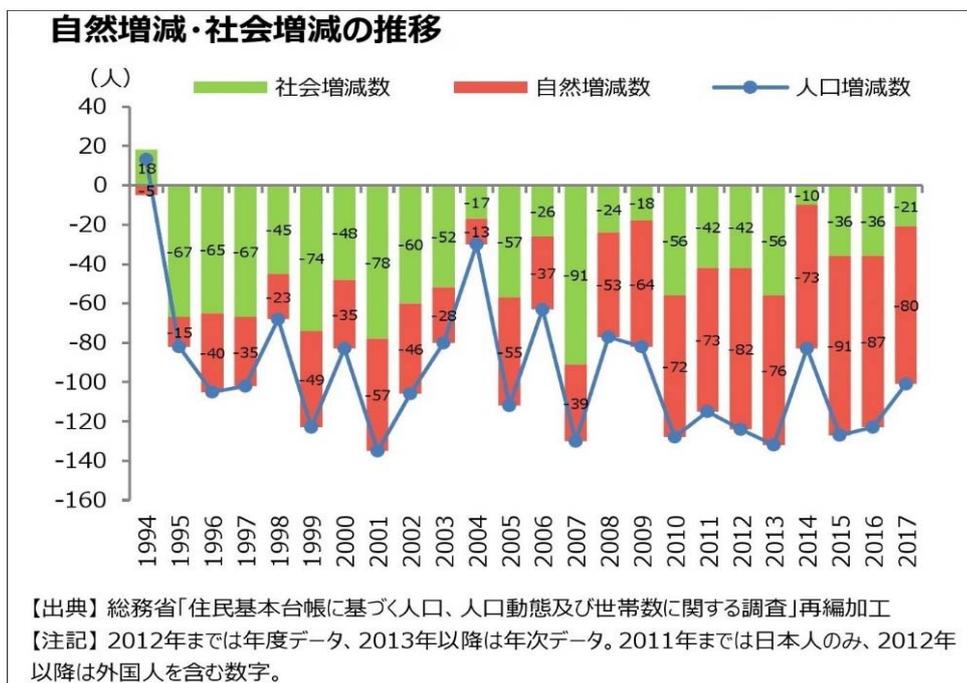
#### (2) 年齢別人口の動向

- ・年齢3区分別の人口構造の推移についてみると、老年人口(65歳以上)が1980年(昭和55年)の983人から2015年(平成27年)には2,050人と約1,000人増加している一方で、年少人口(1~14歳)は1,580人から596人と約1,400人減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



年	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
総人口	8,028	7,920	7,806	7,546	6,996	6,671	6,164	5,631	5,126	4,607	4,133	3,696	3,253
年少人口 (1~14歳)	1,589	1,622	1,568	1,326	1,006	772	659	596	516	423	359	296	241
生産年齢人口 (15~64歳)	5,456	5,202	4,898	4,484	4,057	3,778	3,445	2,985	2,476	2,044	1,750	1,549	1,324
老年人口 (65歳以上)	983	1,096	1,340	1,736	1,933	2,121	2,060	2,050	2,134	2,140	2,024	1,851	1,688

### (3)人口動態



#### ①自然動態

2013～2017年(平成25～29年)の5年間の出生・死亡者数をみると、死亡数は多少振幅はあるものの、100人前後とほぼ横ばいで推移していて、出生数は年々減少傾向にあります。最近3カ年では死亡者数が出生数を80人前後上回っています。

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
出生数	60	53	43	45	52	35	43	34	50	41	52	40
死亡数	65	68	83	80	75	84	78	91	96	69	65	95
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
出生数	51	41	37	37	35	36	33	36	28	31	29	23
死亡数	88	80	90	101	107	109	115	112	101	122	116	103

#### ②社会動態

2013～2017年(平成25～29年)の5年間の転入・転出者数をみると、多少の振幅はあるものの、いずれも転出超過となっています。特に2013年(平成25年)では転入者96人に対し、転出者152人で、56人の転出超となっています。

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
転入数	180	107	131	122	137	119	126	131	121	131	137	121
転出数	162	174	196	189	182	193	174	209	181	183	154	178
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
転入数	154	110	135	127	97	117	108	96	122	122	97	86
転出数	180	201	159	145	153	159	150	152	132	158	133	107

## 2. 人口の変化による課題と影響

### (1) 自然動態からみた課題

- ・死亡数は100人前後で推移していますが、高齢化に伴い当面は増加することが想定されます。
- ・出生数は毎年20人程度となっていますが、今後も減少が予想されます。

### (2) 社会動態からみた課題

- ・現在転出超過が著しくなっています。
- ・移動の状況を性別・年齢別にみると、「20～24歳」では男女ともに大きく転出超となっており、その要因は進学・就職・結婚等が考えられます。

### (3) 将来人口の見通しとその影響

#### ① 町民生活への影響

一定数の人口の上に成り立つ身近な各種サービス(小売、飲食、娯楽、医療など)が、人口減に伴い地域から減少、また、公共施設や学校の統廃合等により様々なサービス・利便性の低下が想定されます。

また、単に住民生活が不便になるというだけでなく、近隣住民同士の付き合いや地域活動への参加などが減少し、自治会や町内会、消防団などの地域の自立的な活動にも影響を及ぼしていくことが懸念されます。

#### ② 地域経済への影響

人口減少は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口も減少することから、女性や高齢者の活用が進まない場合、労働力不足やそれに伴う生産量の低下が懸念されます。